

(9)

③市・県民税

問合せ 税務課 ☎(43)1111 内線 133
FAX(43)1125

4月からの市・県民税の特別徴収

■現在、市・県民税を年金から特別徴収で納めていただいている人(【図②】を参照)
前年度の年額の1/2相当額の1/3の額を、4・6・8月の年金から徴収(仮徴収)します。

※市外に転出されたときや特別徴収の税額が変更になったとき、特別徴収される市・県民税が老齢基礎年金などの額を超えるときは、公的年金等からの特別徴収が停止となる場合があります。その場合は、普通徴収(納付書または口座振替)により納めていただきます。なお、年金からの特別徴収を本人の希望で中止することはできません。

【図②】③市・県民税の特別徴収の流れ

前年度の年額の1/2相当額の1/3の額を、4・6・8月の年金から徴収(仮徴収)します。

なお、10・12・翌年2月の残り3回分については、8ページ【図①】①・②の場合と同様です。

▼平成31年度年額が69,000円の場合

前年度年額66,000円			年額69,000円(6月に決定)					
特別徴収(本徴収)			特別徴収(仮徴収)			特別徴収(本徴収)		
前年度10月	前年度12月	前年度2月	4月	6月	8月	10月	12月	翌年2月
〇〇円	〇〇円	〇〇円	11,000円	11,000円	11,000円	12,000円	12,000円	12,000円

前年度の年額の1/2相当額の1/3の額を4・6・8月に納付
前年度年額66,000円 ÷ 2 ÷ 3 = 11,000円

年額69,000円から4・6・8月で納めた33,000円を差し引いた残額36,000円を3回に分けて納付

幸手市環境基本計画の取組状況

問合せ 環境課 ☎(48)0331・FAX(48)2226

幸手市環境基本計画では、50年後を目安とした幸手の望ましい姿を「幸手の環境像」として掲げています。その目標に向けた「協働の取組指標」について、平成29年度末時点における取組状況の一部をお知らせします。

■環境基本計画に掲げる「重点目標」の取組状況(一部抜粋/全87項目)

協働の取組指標	担当課	達成度	取組状況
行政の車両に、低公害車を使います	財政課(現契約管財課)	実施	公用車の買替えに際し、平成27年度燃費基準10%向上達成車を2台、15%向上達成車を4台、20%向上達成車を1台、25%向上達成車を2台、平成32年度燃費基準30%向上達成車を2台(ハイブリッド)、40%向上達成車を3台導入した。
全ての学校・保育所で、地元で作る安全な農作物が食べられるようにします	総務課・子育て支援課(現こども支援課)	実施	【総務課】市内小中学校全校で幸手産米を使用。小学校4校・中学校2校で市内地産地消研究会と契約し、生産に応じて野菜を購入している。 【子育て支援課】安心安全な地元産野菜を地産地消研究会と契約し全市立保育所で使用している。
公共工事における再生資材利用を拡充します	水道管理課	実施	アスファルト合材や路盤材について再生資源を使用している。
ピオトープ・体験農園など、子どもの体験学習の場・施設を充実させます	学校教育課(現指導課)	実施	ピオトープや学校ファームを学校の実態に合わせて整備し活用している。理科や総合的な学習の時間などで、体験的な学習を通して身近な環境を認識し環境保全などを考える学習活動を展開している。

幸手市の温室効果ガス排出量

平成25年度に策定した「第2次幸手市地球温暖化対策実行計画【事務事業編】」が平成26年度から平成30年度まで実施されています。

これは、幸手市役所の事務事業から排出される温室効果ガスを、平成22年度を基準として6%削減するという内容です。

平成29年度の時点で、目標を大きく超える削減がされていますが、前年度に比べると3.81%の増加となりました。

引き続き、温室効果ガスの排出量の削減に努めていきます。

【これまでの実績と削減目標】

年度	排出量
H22(基準)	3,407
H26	2,951
H27	2,870
H28	2,930
H29	3,042
H30(目標)	3,203

(8)

公的年金からの 各種天引きのお知らせ

①国民健康保険税・後期高齢者医療保険料、②介護保険料、③市・県民税について、年金天引き(特別徴収)で納めていただいている人は、引き続き特別徴収させていただきます。

①国民健康保険税・後期高齢者医療保険料

問合せ 保険年金課 ☎(43)1111 内線 144、147
FAX(43)1125

4月からの保険税(料)の特別徴収

■現在、保険税(料)を特別徴収で納めていただいている人(【図①】を参照)

2月の年金から徴収した保険税(料)と同額を4・6・8月の年金から仮徴収させていただきます。

■平成30年4月2日から平成30年10月1日までの間に、つぎに該当した人

- ・同じ世帯の国民健康保険の被保険者がすべて65歳~74歳になった人
- ・後期高齢者医療制度に加入した人(75歳になった人や転入などの住所変更により加入した人など)

保険税(料)を4月から特別徴収させていただきます(該当した人には「平成31年度仮徴収額決定通知書」を3月下旬に郵送しますので、内容をご確認ください)。

※国民健康保険の被保険者で、平成31年度に75歳になる人は、普通徴収(納付書または口座振替)により納めていただきます。

※なお、特別徴収の対象の人でも、申請をすることで特別徴収を中止し、普通徴収(口座振替のみ)に変更することができます。中止届の詳細については、お問い合わせください。

②介護保険料

問合せ 介護福祉課 ☎(42)8444
FAX(43)5600

4月からの保険料の特別徴収

■現在、保険料を特別徴収で納めていただいている人(【図①】を参照)

2月の年金から徴収した保険料と同額を4・6・8月の年金から仮徴収させていただきます。

※所得の変動などにより、仮徴収額と本徴収額に大きな差が生じてしまう場合には、6・8月の保険料額を減額または増額調整することで年度内の保険料額をより均等にします。該当者には「特別徴収仮徴収額変更通知書」を5月下旬に郵送します。

■平成30年4月2日から平成30年10月1日までの間に、つぎに該当した人

- ・65歳以上で、すでに老齢・退職年金などを年額18万円以上受給している人
- ・65歳到達後に、新たに老齢・退職年金などを年額18万円以上受給した人
- ・65歳以上で、老齢・退職年金などを年額18万円以上受給している人のうち、住所変更を行った人

保険料を4月から特別徴収させていただきます(該当した人には「平成31年度特別徴収開始のお知らせ」を3月下旬に郵送しますので、内容をご確認ください)。

※特別徴収への変更手続きの必要はありません。なお、年金からの特別徴収を本人の希望で中止することはできません。

【図①】①国民健康保険税・後期高齢者保険料、②介護保険料の特別徴収の流れ

これまでも年金から特別徴収で納めていただいている人は、2月の年金からの特別徴収額と同額を、4・6・8月の年金から徴収(仮徴収)します。

また、平成31年度の年額が確定後、すでに4・6・8月に仮徴収で納付した額を年額から差し引き、その残額を残りの10・12・翌年2月の3回の年金から徴収します。

▼平成31年度年額が66,000円の場合

前年度年額66,000円			年額66,000円(7月に決定)			
特別徴収(仮徴収)			特別徴収(本徴収)			
前年度2月	4月	6月	8月	10月	12月	翌年2月
10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	12,000円	12,000円	12,000円

2月と同額を納付

年額66,000円から4・6・8月で納めた30,000円を差し引いた残額36,000円を3回に分けて納付